## 荒川水循環センターの悪臭測定結果

## (1)敷地境界線の測定結果

調査日:令和2年5月25日

特定悪臭物質	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチ ル
測定値	<0.1	< 0.0002	< 0.002	< 0.001	< 0.0009
基準値※1	1	0.002	0.02	0.01	0.009

## ※1 基準値は悪臭防止法のA区域の値

A区域とは農業振興地域(B区域)及び工業地域・工業専用地域(C区域)以外の区域

	臭気濃度 (参考値)
測定値	<10
基準値※2	10

※2 埼玉県生活環境保全条例(悪臭規制地域)では、下水道事業は規制対象業種ではありませんが 住宅地と同等の基準を達成するように努めています。

## (2)汚泥焼却炉の排出口の測定結果

調査日:令和2年5月25日

	~,,												
調査箇所	アンモニア		トリメチルアミン	プロピオンア ルデヒド	チルアルデ	イソブチ ルアルデ ヒド		イソバレ ルアルデ ヒド	イソブタ ノール	酢酸エチ ル	メチルイ ソブチル ケトン	トルエン	キシレン
1, 2号汚泥焼 却炉の排出口	<0.1	0.002	<0.0005	ı	_	ı	ı	ı	ı	ı	_	<1	ı
3号汚泥焼却炉 の排出口※3	-	_	_	ı	_	ı	ı	ı	ı	ı	_	ı	ı
4号汚泥焼却炉 の排出口	<0.1	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.0009	<0.002	<0.0009	<0.0003	<0.09	<0.3	<0.1	<1	<0.1
5号汚泥焼却炉 の排出口	0.1	0.002	<0.0005	1	_	ı	ı	ı	ı	ı	-	<1	ı
基準値※4	1	0.02	0.005	0.05	0.009	0.002	0.009	0.003	0.9	3	1	10	1

※3 3号炉はメンテナス中

※4 基準値は悪臭防止法のA区域の**敷地境界線における値** A区域とは農業振興地域(B区域)及び工業地域·工業専用地域(C区域)以外の区域